

第二十八回
国 会

出席者は左の通り。

委員

川原次長

方針のもとに、住宅対策審議会の意見を聞き、公営住宅建設の実施状況等を

設委員会において御審議を願っている
のでありますが、この法案によりまし

徴収する受益者負担金、受託工事にか
かる納付金、借入金並びに付属雑収

を行ふことは当然でございますが、国が直轄で行う道路整備事業に密接に關

連のある付帯工事及び受託工事に関する経理をもあわせて行うこととした。これは、これらの工事を行う工事現場とか現場事務所、従事人員、使用機械あるいは施行技術等が道路整備五年計画に基きまして、国が行う道路整備事業と共通する場合が非常に多いわけでございます。従いまして、実際問題としていたしまして、これを区分経理することが不可能でございますので、またその実効もないのでございますので、それを一体としてこの特別会計として行うことが適当である、このように考えたからでございます。

次に、この会計におきまして、一般会計からの繰入金と繰出とされ、一般会計への繰入金と繰出とされておるのでありますが、繰入となる一般会計からの繰入金と申しますのは、道路整備事業に要しますところの費用で国が負担するもの、それから道路整備事業に要する費用の財源に充てるための借入金のうちで、国が負担するものの財源に充てるための借入金の償還金と利子の金額でございます。繰出となる一般会計への繰入金とは、道路整備事業または付帯工事事業につきまして国以外のもので負担金、あるいは受託工事にかかるところの納付金のうちで、これらの事業あるいは工事につきまして一般会計が支弁した経費に相当する金額でございます。

それから、借入限度額でございますが、その限度額のうち、借入未済額を繰出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で翌年度に繰り越すことができることと先ほど政務次官も申しましたが、これは事業が予算において予定した通りに進捗しない場合も考え

られますので、その場合に繰出予算につきましては、繰り越し明許費として別途予算で国会の議決を得るようになりまして、翌年度に繰り越し使用ができることにしておるわけでございますが、この繰出予算の繰り越しに伴い必要となるところの財源措置といたしましては、道路整備事業費に充てるための一般会計のこの特別会計への繰り入れ予算を繰り越し明許費といたしまして、繰り越したに借入限度額につきまして繰り越し措置を講ずることにはいたしまして、繰出面の執行に差しつかえのないように措置しておるわけでございます。

以上申しましたほか、この会計の予算及び決算の作成、提出、予備費の使用、剰余金の処理、余剰金の預託等、これは普通の特別会計に規定されておる事項と同様でございますが、この会計の経理に關して必要な事項を規定いたしますとともに、経過措置といたしまして、昭和三十三年以前に一般会計の道路の整備に關する費用にかかわる予算によりまして、取得した機械その他の資産で国が引き続き道路整備五年計画に基き道路の整備に關する事業に使用する、そういう必要があるものににつきましては、これをこの会計に編入せしめて、この特別会計の資産として、道路整備事業に使用していくことができるとする措置を講じておる次第でございます。

以上簡単にございますが、政務次官の趣旨説明を補足いたしましたので、御説明の趣旨を御承知願います。どうぞよろしく御願いしたいと思います。○委員長(竹下登次君) 本案につきましては、本日は説明を聴取することに

とどめまして、御質疑はあとの委員会においてお願いしたいと思います。

○委員長(竹下登次君) それでは次に、地すべり等防止法案を議題といたします。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(竹下登次君) 速記を始め

御質疑のおありの方は順次御発言をお願いします。なお申し上げますが、前回の委員会におきましては、第一章総則を議題にいたしておるのであります。本日その続きの御質疑をお願いいたします。

第一章につきましては、御質疑ございませんでしょうか。

○岩沢忠義君 ぼた山の今の定義ですね、この問題案になりました。これがきまればぼた山についての質問をしたいと思ふのですが……

○委員長(竹下登次君) それでは第一章の質疑は一応ここにどめておきまして、あとでぼた山の所有等の問題の質疑を進めて、それにまた引き続いてほかの質問をしていただくということにいたして、とりあえず第二章の質疑に移りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹下登次君) それでは第二章、地すべり防止区域に關する管理を議題といたします。

○稲浦龍藏君 第九条の地すべり防止工事の基本計画を作成すること、ということになっておりますが、基本計画というのはどういうことですか、それを一つ……

○説明員(關盛吉雄君) 第九条の、知事がその主務省令の定めるところによりまして、関係市町村の長の意見を聞きまして、地すべり防止区域にかかる基本計画を作成することになっておるわけでございます。この基本計画につきましては、主務省令によつてその内容をきめる予定にいたしておりますが、ただいま考えられますこととして想定いたしておりますことは、地すべり区域内における工事施行の区域、それからその工事によつて受益する区域の範囲並びにその状況、それから地すべり防止施設を当該区域内においてどのような種類のものをどのような規模でどのような敷、すなわち防止施設の種類、規模、数量その他防止区域の状況に關する事項を一体として防止工事に關する基本計画、こういうふうに考えております。

○稲浦龍藏君 それから、十二条の築造等の基準というのには非常にこまかくいろいろあげてありますが、これは何ですか、政令が何かで書けるような性質のものじゃないですか。

○政府委員(山本三郎君) 築造等の基準につきましては、実はできるだけ詳しく書きまして、従来各省でやつておりました施設なりが相合致しないものがあるというふうなことがあつてはいけないうるに考へまして、できるだけ詳しく書きたいというものが私どもの考えでございます。海岸法のときにおきましては、そういう議論がございまして、隣でやつておるものと方法が違つてもまずいという点が考えられまして、いろいろ御注文があつたわけでございます。今回におきまして、できるだけ統一した基準でやりたいとい

うことでこの基準を設けた次第でございますが、しかし、なかなかこの基準というものは法律で明記することがむずかしいのでございまして、従いましてこの程度になつたわけでございます。よつて、実際の工事をする際におきましては、各省が、もつと詳しい具體的の事項はその地区々々に応じてやらなければならぬと思ひますが、ここには標準的に排水工事施設としてはこういうものを使へ、それから擁壁等の構造物はもちろんのことでございまして、安全なものにしなければいけません。それからダム、床固等のものにつきましては、浸食の防止が目的であるので、その目的を十分達するものでなければならぬといふふうなことを規定したものであります。もつと詳しく書きたいつもりでおつたのでございますが、場所々々によりましていろいろと違つても参りますし、もつとこまかい点につきましては現地に即してやりたいということ、こういう規定をできるだけということと挿入した次第でございます。

○岩沢忠義君 今の河川局長の説明で、十二条はできるだけ数多くやつたということ、僕は逆にこんなものは明示しない方がいいと思ふ。というのは、場所々々によつて皆違ふのだから、その範囲において取捨選択するといふだけのものを建設省なり、あるいは都道府県がもつた方がいい、こういうことを書く、技術的に制約を受け得る迷ひが生ずるといふようなことが起りますが、どうなんですか。

○政府委員(山本三郎君) お説もつともでございます。従いまして第二

のですが、今お聞きの通りに、法律できめないで、政令できめてもいいじやないかという御質疑に対するお答えがあつたわけですが、この法案に限らず、私、平素そういうふうの感じを持つておるのであります。政令以下にまかせていいんじゃないかという、かななり小さい事柄、ことに国民の権利義務と、そう深い関係もなさそうなことまでも、法律の中にうたわれておるといふ立法例が、近ごろ相当に見えるように思ひます。で、この問題につきましても、私、かななりこまかいことを法律に書いているのだなという感じを実は

持つておつたわけでございますが、ほかでもこういう事例が相当あるように思います。これは法制局の方で、法律で定めるものと、政令以下に譲つてもいいものと、何かはつきりした基準ももつて、立案しておられるはずだと思ふのですが、その点はどういうことになつてゐるものでございますか。ちやうど法制局から、部長さん、お見えになつておりますから、御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(野木新一君) 御指摘の通りに、戦前の法律と現在の法律と比べてみますと、戦前の法律は、きわめて簡素であつたのに、現在の法律は相当こまかいという点は、両方の法律を一覽してみますとよくわかるのであります。戦後の立案の態度といたしましては、昔は法律事項じゃなくて、勅令事項というのがありましたから、そつて戦後にはそういうものはありません。

したから、いわゆる昔で勅令でできたものも、戦後は法律でなければならぬ、という、そういう意味で法律の出たこと、また法律に書くべき事項がふえたとい

うことは、これはもちろんでございまして。ただいま御指摘の点につきまして、まずどうしても法律でなければならぬという点は、お説にもありますように、国民の権利義務に關係のある事項、これはどうしてもやはり法律でなければならぬ、こういうふうに覚えております。その他、たとえばここで問題になりました築造の基準、こういうのは一体どうあるかという点になります。ことにこれは非常に技術的なものでありますから、こういう技術的なものは、あるいは国会の御審議をわずらわすに必ずしも適当じゃないじゃないかという議論もあります。また法令にまかして見ても、一つの技術という内在的な論理が働くわけでございしますから、そう突拍子もないことをやるわけじゃなからうという、それだから政府にまかしてもいいじゃないかという観点もありませんわけでありまして、これは確かに御指摘のように、今後ともどうしてもいろいろ検討すべき問題だらうと思ひます。しかしながら、今の立場をいたしましては、大体法律を讀んだときに、大綱を書いておいた方が、読む方の人から見ても、大体の基準がわかつて便利じゃないか、そういうような観点から、築造の基準といううような、こういう規定もこの法律、また他の法律でもありますが、設けてある次第であります。しかしながら、この点につきましては、御指摘のように、あるいは将来の研究問題として、なお、あるいはある程度法令に譲つてはどうかという点は、確かにもう占領も去つた後でありますから、今後の立法としては、なお私も研究をまたしてみたいと存じております。

○委員長(竹下登次君) 私、議員といひまして、法律の審議をすること、どんなにこまかくたつてそれをいとうわけじゃ決してございせんけれども、政令以下にまかせていい事項であるということがはつきりするならば、便宜の点から申しまして、事柄を早く進めていく点からみても、そういう道の方がいい場合があるではないか。ただ戦争前におきましては、勅令以下にまかせてならないことまでも、言いかえれば、権利義務に直接の關係のある大事なことまでも、まかせてしまったということもございしましたから、それは大いに改めていかなければならないのでございすけれども、その点はよほど研究していただかなければならないものと思ひます。

それからもう一つは、各省において、それぞれの法案の立案に關係しておられる人の気分によりまして、こまかいことを好む人、そうでない人と、いろいろあるわけですが、それによつて各省間のこの案の統制も、第三者から見ると、ないのじゃないか。これは、法制局の仕事じゃないかと私は思ふのです。その点をよく御留意下さいまして、一そう一つ慎重にやつていただきたいと思つております。それだけ申し上げておきます。

○政府委員(野木新一君) 御指摘の点は、私もいいたしまして、つつしんで傾聴いたしたいと存する次第であります。もう占領後だといふたちますし、戦後一つの立法の形といふものは、一応体をなしてきましたので、これをなお批判して、さらにいい形にするといふことはさらに私も努力しなければならぬと存する次第であります。各省

によつて法律の粗細さまざまあるのじゃないかという点、これは必ずしもこれを否定するわけにもおそろしいかなのじゃないかと存じます。というの、やはり正直のことを申ししますと、一つは審議の際にはどうもやはり原案が尊重されるということが一つあります。それからいま一つ、きわめて短期間にどつちかといひますと法案を作り上げますので、その点でどうもこれは私どもの方のもつと横の連絡を密にして、担当の参事官同士話し合つて注意すればなお避けることができるかと存じます。こういう法案の作成が非常に迅速であるという点も、多少横の連絡が不十分になりがちだといふ点もございす。しかしながら、これがどうしても国の法制全体としてはそうあるべきではありせんのでして、御指摘の点は十分今後も上司にもお伝えしまして、研究して、なおよい法案が作れるようにいたしたいと存じておる次第でございす。

○委員長(竹下登次君) 私の質疑はそれだけでございす。御発言願ひます。

○田中一君 前回の委員会でもいろいろ伺つたのですが、この法律案全部を見ますと、第四章で初めてぼた山の崩壊防止という言葉が出てきて、すべて地すべり防止という前段の条文を採用して読みかえをやつて、この法律ができておるわけですから、そこで、ぼた山と地すべり区域、おのずから違ふのじゃないかと思ふ。現象はあるいは似通つたものがあるかも知れませんが、少なくとも、片方は天然自然にできてゐるもの、これが地すべり現象を起すといふことになるのであつて、ぼ

た山自身はもはや人造の、この法律によりますと鉱石の積み重ねといふような説明をしてゐるのですが、この二つの同じような現象を持つからといつて、ここに盛り込んだところに、われわれはどうも納得いかない点があるのです。そこで、ぼた山とは何かといふ点を前回の委員会でもいふぶん伺つたのですが、われわれが満足するようない御答弁に接しておらないわけなんです。それで、法制局はこの法律案を審議するに當つて、ぼた山の定義といふものを文章で表わす場合にどういふ表現をするか、またどういふ工合に理解をしてこの法律案を法制局としてチェックした上提案されたか伺ひたいと思ひます。

○政府委員(野木新一君) 私どもこの法律案を審議いたした者の立場をいたしましては、ぼた山といふのは、この法律で言つてゐるぼた山は何かといひますと、第二条第二項に定義を置いてゐるわけでありす。この定義は、ぼた山と普通に通言されてゐるものと実質はそう離れないものではないかと存する次第であります。すなわち、「ぼた山とは、石炭又は亜炭」、ほかの鉱石のことはここでは考へておりませんが、「石炭又は亜炭に關係する捨石が集積されてきた山であつて」、云々、この定義しておいたわけでありまして、これはこの文字通りすなおに讀んだそのまゝの解釈でいいのではないかと、そう存じてゐる次第であります。

○田中一君 利益をもととしての企業が、副産物的なぼた山を築造するわけですね。そして、これと他の自然の山とはおのずから区別されなければならぬといふことは考えられるわけなん

です。そこで、この法律の立て方も、最初には全部地すべりという現象、それも自然の山に対する地すべりという現象をとらえての規制を条文ではしてゐるわけですね。そして、最後の四章において初めてぼた山といふ物件が出てきて、大体のことは同じように読みかえをしたり援用をしてこれを規制しようといふ立て方になつてゐるわけなんです。もしも同じような原因によつてそうした現象が生まれるということならば、前段に全部盛り込んで書いても私は差しつかえないのだと思ひますが、ところがあえて第四章に初めてぼた山といふものを多し上げてこの法律ができ上つてゐるといふ点を見まして、おそらく立案者は、一般自然の山の地すべりの現象と、ぼた山といふその山の現象は同じでも、原因といふものは相當違ふのではないかといふような考え方を持つての立案並びにフォームであらうと思ふのです。

そこで、昨日もいろいろ伺つてみて、ぼた山といふものはむしろこれは悪意ではないでしよう。自分の必要に應じて悪意でなく築造されたものだ、しかしながら、将来とも、たとえ鉱山保安法があつても、どんなに築造されつつある、築造するの、あるいは捨てるために集積されたのかかわりませんけれども、そうなりまして、おのずから違ふケースのものだろうと思ひます。それが同じような国が、あるいは都道府県が費用を負担して工事をするといふことになる、やはり区別して考えなければならぬといふ点があるのではないかと思ふのです。ことにこの法律を見ますと、鉱業権者またはそれとみなされる者の持つてゐる山はこ

○政府委員(野木新一君) ただいま御指摘のように、いわゆる地すべりと、それからぼた山関係とは、その発生の原因において異なる。地すべりというのは、土地の一部が地下水等が基因して起る自然現象、ぼた山というのは、人工でできた山であつて、必ずしも地下水等に基因してすべるといふ条件ではないよりであります。そりいふ点で、対象が違ふということはこれは明らかであるかと存じます。第二に、こゝ

きましては、これは一つの立法政策論、国の政策論になると存じまして、私どもとして深く入るべきではなく、むしろ自然にできた山であります。その山を管理する責任者がなくなつて、だれが一体責任を負うのかはつきりしないような山がある。しかも、それが国土の保全と民生の安定を害している、と、そういう危険な一つの状態がある、という場合に、これを放つておいては、一般社会並びに人その他に危害を

○田中一君　そうした現象をとらえて
 こでもつて一挙に両方とも規制しよ
 うというならば、むしろ鉱業権者とみ
 なされる者が持つておるものをも、こ
 の法律でもつて同じ現象が起きるの
 すから、それを同じワクでもつて規制
 したらどうかというのです。鉱山保安
 法は、別に私詳細を知つておりませ
 けれども、坑内の問題も、あるいは坑
 外のこうしたばた山に対するところの
 防止の方針も法律にあると思いますけ
 れども、現にそれが守られておらぬか
 ら、そうした崩壊その他の現象も生ま
 れるということになるわけなんです
 ね。それならば何もあえて鉱業所有者
 がはつきりしておるものと、所有者
 がはつきりしておるものであつても、
 鉱業権またはそれにみなされる権利を
 持たない者——みなされる者以外の者
 は、やはり同じように所有者がはつき
 りわかつておつても、この法律でもつ

てやるけれども、鮎葉権を持つておる者はこれは別なんだという分け方もこれはおかしい話なんです。現象をとらえてこれを是正しようという考え方ならば、これはやはりワク内に入れて、同じような工法なり、それから施設をな行えばいいのであつて、そうして鮎山保安法は改正すればいいんです。私はこうしたぼた山の地すべりとか、あるいは崩壊ということが起ることは、鮎山保安法というものが完全に行われて

といふものは、溪流以上といふものは、上部のものは農林大臣という分け方をしているならば、現在あるところの鉱業権を持つと持つまいと、ぼたぼたの崩壊現象といふものが現われているならば、これは当然この法律のワケツキ内において、主務大臣を通産大臣なら通産大臣ときめた方が的確になるのである。いたずらに鉱山保安法という主として鉱業の保安を考えておるところの法律を適用するといつて除外する必要はないのです。また工法にいたしまし

でも防衛施設にいたしましたし、鉾山
等が全く鉾山保安法と、この法律案に
示されたところのものとと同じもので
あるということがかりに言えるなら
ば、なおさらこつちでこの法律でもつ
て全部を規制するという方が国民は戸
惑いをいたしません。山のてっぺんに
う立札をするわけじゃない。鉾山を、
鉾業権を持っているものの山か、持っ
ていないものの山か、あるいはまた所

○**國新大臣**(根本龍太郎君) 御承知の
ように、本法制定に當りましてのわれ
われの考えといたしましては、御指摘
のように、地すべり現象とほた山の現
象は、これは別個のものである。一つ
は、何回も御指摘ありましたごとく
に、これは天然現象によって起る災害
を防止するという観点であります。一
つは、これは人工的に当然処置すべか
りしものであって、しかもそれが他の
法律によつてこれが規制されておるは
ずのものであります。従つて本質的

に、原因並びに方法においても道々
のだからということで、われわれは本来は
地すべりは地すべりとしてやりたいと
思つておつたわけであります。しか
しながら、地元関係の非常に強い要
請がございまして、実は今までも眞
山保安法その他でやつておりまして
なかなか徹底しない。それでこれが災
害発生の場合においてなかなかこれが
処置ができない、そこで現実において
はほた山の崩壊に基づくところの災害の

処置については、毎度のようにこれが紛争を来たすから便宜上この地すべり対策を実施する場合に、あわせてこれは立法してほしいという要請が実は非常に強く地元から出てきたわけでありました。そういう關係上、これは本質的に違ふけれども、大体この地すべりが起るというところは、場所的にやや似たところがありますので、便宜上措置した、便宜上一括して法律化したというところに若干の難点があるというところは御指摘の通りであります。本来ならば山崩壊に基くところの措置については、鉱山保安法その他によって当然処置すべきであります。いわば本来からいえば、現象が違ふというところは御指摘の通りであります。こういふ立法例はなほ少しと思ひますけれども、しかし現実には山崩壊というものが地すべりと大體似たような災害を起しておる、せつかくこれをやる場合においては、ぜひこれは同時に規定してくれといういわば地元の強い要請を受けて立法した、こういふわけでありました。そういう意味において、先ほどお繰り返したように、若干法の形式並びにこれに対する規制の点についていろいろ理論的にも、あるいは工法の点についても議論のあるところだと思ひますけれども、こういふようになった次第でありまして、われわれとしては運営に當って十分御指摘の点は是正して参りたいと考えておるわけでございます。

地すべりだけでいけば、一番すつきりして、法案としては非常にすつきりしたものになるわけでありましたが、今、大臣がおつしやつたようないろいろな要請並びに政策上の点からこの際同時に規定することにいたしましたわけでありました。しかし、同時に規定するといふことが法律として全然成り立たないかといふと、先ほど申し上げましたように、必ずしもそこまで言わなくてもいいだろう、このような案の形にすれば、一つの法案としてまとめるのも必ずしも無理ではない、そういう立場に立ちまして政策の要請を入れて立案いたしました次第でございます。しかしながら御指摘のように、本来性質の違ふものもありましたので、何かすつきりしない点がある、残つておるといふ点があると思はれます。これはまあ私どもの不手ぎわだということになると存じますが、私たちの立場は、ただいま申し上げた通りになるわけでありました。

○田中一君 根本さん、それじゃ地元のそんなに強い要請があるならば、一緒に鉱業権を持つておる者もこの法律に入れて、そしてこの法律の中でもつて、こういう防止施設はお前がするのだよと、こうきめた方がすつきりするのです。ちやうど山の溪流以上の部分についてはこれは農林大臣がやるようになっておりますから、所管区域ですから、現在の。だからそれならば、今の鉱業権を持つておる者の山でもこの法律で規制して、この通りやれということを指定して、主務大臣は通産大臣だとかうきめればいいわけですか。○国務大臣(根本龍太郎君) これは立法の建前においていろいろ議論のあるところだと思ひます。これは山崩壊によつて起る災害をこの法律で一括してやるという立場で立法していいのです。本来ならば、これは地すべりと違つて、当然鉱業権者がするところの山崩壊によつて災害を起すような措置はしてはならないのであつて、そういう原因がありますれば鉱業権者において当然これは措置しておかなければならない、こういう規定になつておるわけですが、その現行法ではすつきりしてない、はつきりしてないために今の鉱山保安法ですか、これによつて災害を防止することができない、また地すべりとも全然現象が違ふといふことの結果、現実には災害が起つてからその跡始末だけをしなければならぬ、こういう現状になつておるわけですから。そこで地元關係住民並びに機關からはせつかく地すべり法というよりなものができまして、これによつて災害を未然に防止するというような立法措置がなされるならば、ぜひこの際所屬不明にして、しかも地すべりと同じような災害を住民に、あるいはその地区に与えるようなものにつつきまして、ぜひ一括してやつてほしいといふことは強い要請がありましたので、便宜上一括してやつたものでありますから、今、田中さんが言うごとく山崩壊によつて起る災害を鉱山保安法から全部除いて一括これにやれという御趣旨とも思われますが、そこまではわれわれとしては踏み切つていないわけでありまして、どこにも所屬しないためにだれも措置していかない、これだけはぜひともこの中において、若干その点においては災害

の未然防止という点において大體地すべりと同じような結果になるから、その部分だけでも法に入れて措置を講ずる、こういうふうに考えたわけでございます。

○田中一君 あなたが言つておるように、どつちみち山崩壊の現象を、崩壊とか地すべりとかいふ現象を防止しようという工事をするわけですから、それならばこの法律でもつて鉱業権を持つておる者の山もなさい、同じような防御措置をおやりなさいと言つておるんです。やつちやいかぬことは一つもない、やればいいんですよ。いたゞらにそれは鉱山保安法でやらせるんだといふことでなくて、わからぬんですよ、鉱山保安法でやる山か、この地すべり法でやる山か、レッテルが張つてないから国民はわからないんですよ。それならばこれでもつて規制して、主務大臣は通産大臣だときめた方がいんですよ。国民はその方が安心するんですよ。現にもう鉱山保安法を実施しておる通産大臣が徹底しないからこういふことになるんですよ。同時にまた、地すべり崩壊等を起すような山崩壊といふものの鉱業権者といふものは、一昨日も話したんですけれども、弱小なる業者なんです。炭の値段が高いときには掘るけれども、あとはだれかに権利を譲つておいて逃げちゃるんですよ。そのために北九州、西九州では労働者がずいぶん苦しい目をなめておるんですよ。同じように人間の生活も顧みずして逃げ出すような中小業者なんです。山崩壊の処理なんかしつうたつて金がかつてしまふ。幾ら山崩壊法で締めようたつて締めまらないんです。いささつを聞いてみると、社

会的にそういうことはしないであらうといふことです。が、しないならばその危険な山を全然なくして何もこころぼた山を入れる必要はなくなつてくる。ところが、そういう危険な山ばかりあるから、だれのものかわからぬようなものになつてきますから、それに対して地すべりと一緒に山崩壊を入れたわけなんです。そういう形でもつて通産大臣の監督権は取つてしまふ、一応この法律の中には。けれどもまあ事實は、鉱業権を持つておる者に対しては通産大臣が監督をして、この法律で示している通りの防御措置をやらばいい、それで補助の問題はこの通りやれとは言ひません、それは自分でやれ、あるいはまた通産大臣は別に山崩壊の防止施設に対しては補助金を出しているかどうか知りませんが、出しているものなら、その中から出せばいいのです、そういう形にしなければすつきりしないといふのです。そして、これで示されているところの、考えられておるところの防止施設といふものと、鉱山保安法の防止施設といふものとは全く同じですか、それとも違つておられますか。

○政府委員(村田恒吉君) 石炭局長でございます。鉱山保安局長はただいま参議院の社会労働委員会に出席しておりますので、私からお答えさせていただきます。

ただいま御指摘がございましたように、この山崩壊の処理をこの地すべり防止法の中に入れていただきました。いろいろ御迷惑をかけておりますが、私ども鉱山保安法の現在の実施というものが、ある程度手ぬるいという御指摘

の点はわれわれの方も大いに反省させられるものがございます。しかしながら、先ほどもお話がございましたように、利益を追求して掘っていくものがそれによって起した災害というものは、あくまで可能な限り、その利益を追求して掘っていった者の、その者の責任においてこれを処理させる、国家の財政の負担にはなるべく御迷惑をかけるまいようにしたい、こういう趣旨もございまして、現在の鉱山保安法におきまして、カバーできない非常におきまして、しかも土地と一体となっておりまして、一体だれに責任があるかというところが非常に不明確なものでありまして、この分だけを限定いたしまして、この法律の中に入れていただくようによりお願いした次第でございます。なお、現在の保安法の実施におきまして、どの程度の災害の防止の予防的な措置をとっているかということにつきましては、保安局の管理課長から、お許しを得まして、説明させたいと思っておりますが、よろしくごさいませうか。

○説明員(竹田達夫君) 鉱山保安法におきましては、保安法の第三条によりまして、鉱害の防止とすることを保安法の重大なるねらいにいたしておるわけでございます。この鉱害の一つといふは、ぼた山の崩壊といふものも、われわれといたしましては取り上げて参っております。御存じのように、戦時中あるいはそれ以前におきまして、相当進行増産をいたしましたとか、あるいはまだこの鉱害といふものにつきましても、認識が十分鉱業者の方にございませうし、またわれわれの保安監督の立場から申しましても、それにつきまして十分認識

識を持っていたとは申せない節もございまして、そういうものが現在地すべりの類似の崩壊現象を生ずるおそれのあるものなどございまして。従いまして、これらのうちで鉱業者が、先ほどの御指摘がございまして、利益を得るに際して確保しておる鉱業者といふものが現存いたします限りにおきましては、この鉱業権者の責任におきまして崩壊等の現象が起らないように措置させることは、保安法において十分根拠があるわけでございます。ただ、保安法の適用からはずれましたところの、だれが作り出したかわからないうようなものが、崩壊の危険がありましても自然現象に準じまして、この法律によりまして取り締まっていただいた、そうしまして鉱業権者の管理責任のありましてもにつきましては、従来に堆積いたしましたぼた山につきましても、また今後鉱山の確保によりまして、堆積をいたしつづけますところのぼた山につきましても、これは地すべり防止法、あるいはこの地すべり防止法によりまして、このぼた山の崩壊の取締りの基準等と緊密なる連絡をとりまして、鉱業者の方から崩壊等の災害を起すことのないように十分取り締まらう。その取締り基準につきましても、ややかましくなりましますけれども、鉱山保安法に基きましてこの規則を三十年におきまして追加改正をいたしまして取締りに着手して参っているわけでございます。この規定をこの地すべり防止法によりまして、同じような基準にいたしまして取り締まらうならば、十分その不均衡は未然

に今後防げるというふうに考えております。

○田中一君 根本さんね、今、管理課長からああいう説明をしておられますが、実際はだれがしないわけですか、(笑) やつてやしないのです。ここにあるような築造基準といふものを施行すればとんでもない金がかかります。現に山の中道で土管を埋めた、り何かしてだんだんやつていっているのです。山を作るのです。それはもう容易なことではないですよ。しやしません。よ。ことに、この負担がどのくらいに想定されているか、これは監督局に聞けばわかりますが、一つの山を見て高さ何メートル、幅が何メートルでどうだといふこの築造基準によつてぼた山を作るから、そういう工事をすればいい、ぼた山を作るから、それにはどのくらい金がかかるか、そうすれば中小業者は負担にたえまないと申します。そうすると、全部が国でするようなことになるのじゃないかという懸念を持っています。それは、善意の第三者に譲渡してしまふとか、あるいはおれのものじゃないとつちやうするに鉱業権をよそに転讓する、そうすると当然国がしなければならぬ、それを縛るようなものは鉱山保安法にあるのか、あるいはこの法律によつて、そうした悪意によるこの脱法行為………法的な……、こういうものの取締り方法がどこにあるのか、ということになりますと、われわれいろいろ法律、立法例を見ましても、善意な第三者にその義務はいくものではないのです。中小鉱業者といふのは、ことにそういう形で常に権利が移動していくので不明確になっているのです。だ

から、こいつを縛るということとはなかなか困難です。もしも、それが的確に押えられるというなら、押えられる根拠、それから鉱業法なり鉱山保安法でもつてどういふ形でその義務を遂行させるかといふことを明確に指示したい。と同時に、建設大臣はそういう点を十分に御理解になつてやつたのかどうか。といつて、もうその掘つたり、逃げたりするような中小業者にあまりたくさんな負担をかけるというよりも、私どもの立場ではなかなか困難な面もありまします。(笑) そういう点に対する御理解はどうなのかい。

○国務大臣(根本龍太郎君) なかなか意味深長な御質問でございますが、(笑) 御承知のように建設省といたしましては、ぼた山の崩壊による災害までは、ぼた山の方かやるといふ一般の立場ではないのでございまして、ただ所有権者がわからない。だれもこれに對して責任を負わない。いわば当然なすべきところの人間が、悪意というか故意によつて逃亡してしまつた、その被害が何ら関係なき第三者の一般国民に影響が及ぼされておつて、一般の福祉及び公共施設が破壊されていく、これはどうしても建設省として措置しなければならぬという立場にあるわけでありまします。ところで田中さんの方は、それと同時に、現在の通産省の方ではそういう規定がいろいろあつても、そういうものがだんだん出てくるおそれも十分にありますが、そういうものも一括して、建設省において鉱山保安法によつて監督すべき権限まで建設省においてやれと先ほどは……。

○田中一君 遑ろ。主務大臣を通産大臣にすればいいのです。

○国務大臣(根本龍太郎君) それならばわかりませんが、通産大臣にしてやるということになりますれば、これは通産省としては本来自分の権限において十分にやり得る根拠と、またやるという決意のもとに立つておるわけでございます。従いまして、ただ今日までの歴史的事情によつて現在所有権者が明らかになつていない、このものだけはどうも鉱山保安法で責任追及をして、追及ができないから、その分だけを今度の地すべり等の防止措置に入れたらしいとの協議に基いてやつたわけでありまします。従いまして、一般的に鉱山保安法によつて監督を十分にやる、やり得るとの信念に通産省が立つておる以上は、われわれはこれに對してそれを信じ、そういうふうによつてもらふという立場において立法措置を講ずるのが当然だと考えておるのであります。

○田中一君 大臣、まだこの法文といふものをすつかり頭に入れていない。これは鉱業権を持つておる者並びにそれとみなされる者は除くのであつて、ぼた山の所有権者はつきりわかつておつても、鉱業権を持つていない者、鉱業権者と見なされない者が所有するぼた山といふものは当然この法律でもつて国がやると、そうなつておるのです。あなたはそのものかわからぬものを、ぼた山をやると言われましますけれども、そうではないのです。所有者がはつきりわかつておつても、鉱業権がなく、あるいは鉱業権がないとみなされておる者、それを持つておる者のぼた山も国がやるのです。だから中小業者といふものは、鉱業権を他人に譲つてしまへば現在ぼた山は全部国がやつ

てしまわなければならんようになるのです、この法律では……。

○国務大臣(根本龍太郎君) そんなことではないのです。

○田中一君　どうなるのです。それが違ふならば一つ説明して下さい。

○説明員(關盛古雄君) ただいま御質問がありました点の詳細は石炭局長からお答えになるわけでございますが、本法の対象にいたしましたのは、確かに鉱業権者または鉱業権者とみなされる者の部分を除いておりますけれども、田中先生の今の御質問は、鉱業権者が要するにぼた山を放棄したり、あるいはぼた山の所有権を他に譲った場合にとのように追及される立場にあるかという点についての立場の解釈を、鉱業権者がぼた山を放棄した場合においてはどう責任を免れるんだと、こういう立場でお話を進めておられるように拝聴したのであります……。○田中一君 ちょっと待って下さい。

そうではないのです。それは中小業者というものが権利を売って払ってどうかにか飛ぶのが多いのです。現実を申し上げたのです。権利も捨て、自分の力かからでも隠す人が多いのです。つかまえてよりもつかまえてやうがないと言っているのです。これが中小業者の実態だと言っています。従って私がぼた山をもらつて、その本人……その責任は……鉱業権は、そういうぼた山を作つた者が、むろん何カ年ですか、これはあるはずで、五カ年でしたか、あるはずでなければ、その人間がおらぬ場合はどうするか、おらぬからといってその崩壊現象をうつちやつておくわけにはいかない。といって、そのぼた山の所有者は、この鉱業権のない田中なら田

中です。その場合に私には義務はないのです。その本人は鉱業権を売っ払ってどこかに行ってしまったばそれでよいです。責任の追及、責任の追及といつて、それを探しているうちに崩壊してしまふ。そういう場合に正業を営んでいゝもの以外には——大業者以外にはつかめないという場合が多いではないかと言うのです。そういう場合には、その現象をそのままうっちゃっておくわけにいかぬから、当然国がするようになりますのじゃないかと言っているのです。誤解しないで下さい。私の言葉が足りないかも知れぬけれども、中小企業者の実態というものはそういうものだと思います。あなたたちは知っているはずだと思う。どの場合でも——北九州から西九州の炭鉱業者は、ある日までは、炭の値段が高いと

きには、三百人、五百人という労働者を使つて飯場を切つてやつてゐるけれども、いよいよだめになれば、そんなものはうつつやらかして逃げてしまふ。鉱業権を売つて——兄弟に売つたつてかまいません、女房に売つたつてかまいません。そうして労働基準法があるやうとも、そんな金は払うものじゃない。どこかに行つてしまふというのが多いのだ。そうして炭の値段が高くなると、また来て石炭を掘つてゐる。ことにほた山を掘るといふのがあるので、ほた山も、ある年代がたつと、鉱業権が設定できるということを通産局は言つておる。そういう融通無碍なほた山というもののあり方なんです。だから、そういう中小炭鉱業者の現状といふものをはつきり認識した上においてこの法律を適用するのか、また通産

大臣、どういふお話をしたかといふことを伺つておるのです。それが普通の中小炭鉱業者の現状なんです。

○説明員(關盛吉雄君)　ただいま私が申し上げようといはしました趣旨は、鉱山保安法の第四条によりまして、鉱業権者であるものがすでに鉱害の防止に關する義務を負うておるわけでございますして、従つてそのぼた山を他に所有權を移転いたしましたとしても、責任の地位を免れることではないといふことを申し上げようと思つて申し上げたのでございます。中小企業者の対策そのものについては、田中先生の御指摘のように、中小企業対策として別途通産省においてお考えになると思ひますけれども、ただいまの論点はそこだけに限つて申し上げようとして御答弁を申し上げたのでございます。

○田中一君　そういふことは困るというのです。私が言っているのは、別途鉱山保安法によつて通産大臣は考へるべきでありましようなつて言っている時期ではないのですよ。災害があつた場合には、直ちに建設大臣はそれを指定なら指定して防止工事にかからなければならぬのです。別途考へるなつていふことをしないで、このワクに入れておいて、そうして建設大臣は自分が握つておるところのものうち、所管が通産大臣のものでつたら、嚴重にその通りにやらせる。やらせるときには、あゝるいは中炭鉱業者というものはどこかに行つちやつて責任を負うものがなくなつておるといふ現象が多いと言ひます。その点、通産大臣と建設大臣との間の了解といひますか、實體といふものはどうなつておるか。

それからもう一つ、現在のぼた山は

これに示されておるような基準の工事を現在しているならば、しているとおつしやつていただきたい。また河川局長がそうしたものゝ山を全部見てきて、現にこの築造基準に示されておるような施設をしておるならば何も言いません、現在……。法律ができないからしませんでしたでは済まないのです。鉱山保安法そのものが不徹底なものであるということになります。現にこの築造基準通りのことを今ばた山がやつているのならば、おそらく建設大臣も見たのでしう、河川局長も見ただのでしう。見て、通産大臣にまかすというのなら、これは納得します。そういう築造基準に示している通りの工事ができていないから困るというのなら、鉱山保安法そのものが不備だということになるのです。その点はどう

河川局長は、この法案を作るに当つては、實地にぼた山の現状を見たはずで、これを見たその実態を説明したいと思う。見ていないとは言わせません。もし見ているならば、この法律案に入れて規制をなさいと言うのです。この通りに中小炭鉱業者といふものはしないものだといふことを指摘しているのです。建設大臣も見たいと思ふ。見たならば、このようにやっている、このように現在の鉱山保安法でやっているから別にしたのだという答弁なら、私は納得いたします。建設大臣と河川局長の視察談を一つ伺いたいと思う。(笑聲)

○國務大臣(根本館太郎君) 私はぼた山の一部は見ましたけれども、私は専門家じゃありませんから、どうい

法でどうかということとはわかりません。ただ相当危険な状況であるから、ぜひこういうものも地すべり等の防止法ができるときには考慮してくれという地元からの要請は受けておりますが、専門的な知識がありませんから、それはわかりません。

それから通産大臣とどうやったと言われますが、これは私は前尾通産大臣と、直接にこの問題のために具体的にどうということはいたしません。これは、この立法措置については、事務局同士が十分に連絡してやったことでありますが、先ほど申し上げましたように、これはわれわれの方では、地すべり法案と似た山とは別個に考えておつたわけです。従つてわれわれの方としては、これを地すべり等の防止法というよりな形で出すつもりではなかつたけれども、当時通産省、それから先ほど申したように、地元の方から、これは原因並びに対策もおのずから違ひのでありますけれども、現実には山くずれに相応する被害を受けておるところの一般住民の保護のために、どうしても通産省として、現状のままにおいて自分たちで処理ができないというよりな問題だけをやつてくれということで、他の問題については、主管大臣が全責任をもつて処置するという立場においてやつてゐるわけでございますから、今の中小企業の実態、これらについては私いろいろな事情を聞いていますが、これは通産省として十分それについては現状において措置をするという立場に立つておる以上、そう言つてもそれはできないじゃないかと、いうことは、われわれとしては言い得ない立場です。これはやはりそれぞれ

の主官官庁の責任においてやるという以上は、それを信じて立法措置を講ずるのが当然だと考えております。

○田中一君 山本河川局長は、実際の法律に示されている築造基準で工事を進めておる現状を見たと思うから、その視察談を伺います。

○政府委員(山本三郎君) 先ほど大臣から御説明申し上げましたように、立法の経過等におきましては、そういう経過でございます。

それから一方、ぼた山の崩壊によりまして、国土保全上非常に困っている状況にあるということは、私も現地に於いて見ておるわけでございます。

それから、それではぼた山に対して対策が行われておるかということでございますが、これについては通産省とも、この法律の立案当時いろいろな打ち合せをいたしました。なるほど大鉱山におきましてはやつておるが、中小の問題につきましては、今までにおきましては欠けておる点も考えられ

る、しかし今後におきましては、鉱山保安法によりまして十分にやる、しかも地すべり等防止法案におきましてやると十分やる、こういう約束をいたしておるわけであります。あわせて国土保全事業の観点からぼた山対策ができるものと、こういうふうに信じておる次第でございます。

○田中一君 あなた方は、法律さえ作れば物事がやれると思つてゐるんですよ。それがいけないのです。法律を作ればだれでもそれに従わなければならぬということはおわかつております。しかしながら、苛酷な法律を作つて、現実にできないようなことを命じて、

やれないのです。そういう点については、通産省の方が、炭鉱業者に対する強い愛情を持っております。これは、人間がつぶれちゃ困るからつぶれないような形をもつて、愛情を持ってやつておるのです。だから建設省は、法律を作つたらそれを守るだろうということじゃないのです。では山本さんは、現在大企業者は、この築造基準による防止施設を現に行なつておるといふことを確認したわけですね、あなた見てきたんですね。

○政府委員(山本三郎君) ぼた山は、先ほどお話がございましたように、地すべりにつきまして、築造等の基準がありまして、ぼた山におきましては、実は法律の中に規定しておらないわけでありまして、その点は、方法等につきましてもちろん技術的に検討してやるわけでございますが、法律の中に規定してありません。

○田中一君 それではぼた山に対しては、どういう築造基準をやつて、どういう方法をとるかということをお聞かにしていただきたい。地すべりに対しては、このようにはつきりと具体的に——さつき稲浦、岩沢委員並びに竹下委員長からも、こんなに詳しく書く必要はないではないかというふうな質問をしてゐるのを見受けられます。た。このようにしておられるが、ぼた山に対しては、おかしな話じゃないか、それなら抜きなさい。

○政府委員(山本三郎君) 先ほど御説明申し上げましたように、地すべりというものは非常に特殊な現象でございます。まして、地下水等によりまして、すべて面に沿つて起る現象でございます。

で、地下水を抜くという特別の方策をとるの従来からの的確な方法であるというふうな考えられております。この規定を挿入したわけでございます。ぼた山につきましては、表面の崩壊でございますので、特別の方法を規定いたさなかつたわけでございます。

○田中一君 あなたは、ぼた山の地すべり、崩壊の現状というものを、技術家として十分に検討し、お調べになつたことがあるのですか。

○政府委員(山本三郎君) ぼた山につきましては、従来一部砂防工事をやつておりました。これは要するに段切りをいたしまして、すべるのを——斜面が長いと一べんにすべるというおそれがございますので、それを段切りいたしまして、一つの勾配でいくのを避けまして、小段等を作り、あるいは土留等を作りましてやつておる例がございます。これである程度の成功をおさめておられます。まあ、こういう方法が中心となつて進められるわけでございますが、その他ぼた山の中に水分を含まないうようにする方法、水が地下水になつて入らないような方法も併用しなければならぬと思つておられます。そういうような方法を中心としてやらなければならぬ、こう考えております。

○田中一君 それでは、もうこれ以上この問題について追及しません。ただ、ぼた山に対する築造基準というものを、どういふ形でやうかというのを、ここで法律に書いてない資料としてお出しを願ひたい。そうしてそれらも一夜作りのものじゃないかと思つておられます。もう当然できておると思つておられます。従つてそれを、もしも不徹底なものであ

るならば、この問題については、何と云つても、個人の生命財産を脅かす事件がまき起るのですから、そのためには地元、当面しておる企業者、あるいは災害復旧の経験者等を参考人として当委員会に呼んで、よく聞いて、これなら心配ないということをお聞かなければ、私もどうして納得できないのです。そしてそれが、今言つておる、鉱山保安法による防止施設というものにまかしてしまふということであつてはならぬと思つておる。従つて私は、その問題について押し問答してもしようがありませんから……、どうも山本さん、詳しく知らぬらしいや。

ただ、それと、それが、それが効果をおさめたということがだけじゃいかんです。従つて私は後ほど相談しますけれども、地元の参考人を何人か呼んで、得心いくまで……、それまで政府は、ちゃんとして、そういう方針でこうしてやるのだということを的確に示してやらう。私は、ここにあるところの築造の基準というやつが、全部に影響すると思つておりましたが、まだ逐条審議しないのですから……、そうでないならば別にありますから……、明確にお示し願ひたい。

○政府委員(山本三郎君) 築造につきましては、都道府県知事なり主務大臣が責任をもつてやるわけでございます。その方法につきましては、成功した例等が、やつておられます。成功した例等が、もちろんあるわけでございまして、その他将来におきましても、それに積み上げまして、研究の上やつていかなきゃならぬ方法も考えられるわけでございます。ですから、全部というわけには参らぬと思ひますが、従来やつてお

した方法等につきまして、成功した例等を資料として申し上げたいと存じております。

○岩沢忠泰君 関連して。今の築造基準、建設省だけの要求でなくて、従来鉱山保安法によつて、当然監督しておる通産省は、どういふ方法でしておるか、これもあわせて資料にしてみらなければ全然わからぬ。建設省は全然しろうとなんです。今度の法案のために、わざわざ通産省の当然実施すべきものを肩がわりするといふようなことだから、従来どういふ方法によつて、どういふふうに指導したかという実績を一つ示してもらいたいのです。

○委員(長竹下豊次君) 要求だけですが、速記をとめて下さい。

○委員長(竹下豊次君) 速記を始めて下さい。

それは、第二章の審議中でございますが、第二章と第一章とは非常に密接な関係があるようでありまして、なお、第一章の分は、先ほど申しましたような理由によりまして、一応審議を留保しておきますけれども、両章合せて御審議を願つた方が便宜だと思ひますので、そういうふうな議事を進めたいと思ひます。御了承願ひます。

○田中一君 前回の委員会、今言つて通り、ぼた山の本質というものは、これが明確になつておらないのです。たとへばぼた山というものは、むずかしいのだ。これは、石炭または亜炭にかかわる捨石の集積された形の盛り上つたもので、同質になつた場合には、これは山でございますと、こういうので

るならば、この問題については、何と云つても、個人の生命財産を脅かす事件がまき起るのですから、そのためには地元、当面しておる企業者、あるいは災害復旧の経験者等を参考人として当委員会に呼んで、よく聞いて、これなら心配ないということをお聞かなければ、私もどうして納得できないのです。そしてそれが、今言つておる、鉱山保安法による防止施設というものにまかしてしまふということであつてはならぬと思つておる。従つて私は、その問題について押し問答してもしようがありませんから……、どうも山本さん、詳しく知らぬらしいや。

ただ、それと、それが、それが効果をおさめたということがだけじゃいかんです。従つて私は後ほど相談しますけれども、地元の参考人を何人か呼んで、得心いくまで……、それまで政府は、ちゃんとして、そういう方針でこうしてやるのだということを的確に示してやらう。私は、ここにあるところの築造の基準というやつが、全部に影響すると思つておりましたが、まだ逐条審議しないのですから……、そうでないならば別にありますから……、明確にお示し願ひたい。

○政府委員(山本三郎君) 築造につきましては、都道府県知事なり主務大臣が責任をもつてやるわけでございます。その方法につきましては、成功した例等が、やつておられます。成功した例等が、もちろんあるわけでございまして、その他将来におきましても、それに積み上げまして、研究の上やつていかなきゃならぬ方法も考えられるわけでございます。ですから、全部というわけには参らぬと思ひますが、従来やつてお

した方法等につきまして、成功した例等を資料として申し上げたいと存じております。

○岩沢忠泰君 関連して。今の築造基準、建設省だけの要求でなくて、従来鉱山保安法によつて、当然監督しておる通産省は、どういふ方法でしておるか、これもあわせて資料にしてみらなければ全然わからぬ。建設省は全然しろうとなんです。今度の法案のために、わざわざ通産省の当然実施すべきものを肩がわりするといふようなことだから、従来どういふ方法によつて、どういふふうに指導したかという実績を一つ示してもらいたいのです。

○委員(長竹下豊次君) 要求だけですが、速記をとめて下さい。

○委員長(竹下豊次君) 速記を始めて下さい。

それは、第二章の審議中でございますが、第二章と第一章とは非常に密接な関係があるようでありまして、なお、第一章の分は、先ほど申しましたような理由によりまして、一応審議を留保しておきますけれども、両章合せて御審議を願つた方が便宜だと思ひますので、そういうふうな議事を進めたいと思ひます。御了承願ひます。

○田中一君 前回の委員会、今言つて通り、ぼた山の本質というものは、これが明確になつておらないのです。たとへばぼた山というものは、むずかしいのだ。これは、石炭または亜炭にかかわる捨石の集積された形の盛り上つたもので、同質になつた場合には、これは山でございますと、こういうので

なりその捨石の個々の動産は無主物になります。何も所有権者がいないということになると思います。それがだんだん堆積して山になってくる。しかし、まだ不動産化していない場合にはやはり動産ですから、無主物の動産の集積ということになるというだけにとどまると思います。それが年を経て全く不動産として地面と密着して、だれが見ても一体不可分の関係になってしまふと、これは民法の附合の原理によりまして、不動産所有権者の所有になります。そういう場合も考えられると思います。それはその場合々々によつて具体的に区別して考えるべきだろうと思います。そうして所有権がだれに所屬するかということとは、第二条第二項の定義とは直接には関係ないわけでありまして、第二条第二項は、所有権がだれにあるかということは一応度外視して定義を規定しておるわけでありますから、所有権があるいは鉱業権者にある場合もあるし、所有権が鉱業権者にならない場合もある。いづれにせよ、双方の場合もそれぞれの具体的場合においてあり得る、法律的にはそうなるのではないかと一応存ずる次第であります。

○田中一君　そうすると、土地を借りて捨て場にしてぼた山になつた。そのぼた山は、ある年代というと、何年か知らないけれども、あなたの言葉が上手だから、その現象々々、物々によつて違ふと言ふかもしれないけれども、そんなものはおれのものではないと言つたらどうしますか。何年かたつて、あなたの何年はどれくらいいの何年をさしておるのか知らないけれども、五十年か、百年か、二百年か知らない

が新鉱業権者によつても引き続きほた山として使用されるという場合ならば、鉱山保安法の適用があると思いま

す。しかしながら、もうぼた山は旧鉱業権者が自分の所有に属しておつて、持つておつて、新鉱業権者としてはそれはぼた山としては使わない、全然別個の所にぼたを捨てるということになると、おそらく今の鉱山保安法の関係におきましては、新鉱業権者の義務といふものは、すでに自分の方で使わないぼた山といふものについては、おそらく及ばなくなるのではないかと存じます。

○田中一君 そうなると問題はますます建設省としては腹をきめなければならぬのではないかと思います。で、今の何年たつたら不動産化するかといふことからきめないと、不動産化すれば鉱業権といふものはあることになるわけですね。不動産化しないで動産としてあつて、石炭の一部分と、あるいはその石、砂利、砂、土等の蓄積したものといふものは、おのずからこれには鉱業権も及ばないわけですよ、そういう答弁では。そういたしますと、そういう形のぼた山といふものは、長年たつて不動産化するぼた山もあれば、動産化するところのぼた山といふものもあり得るのです。そうすると動産であるか、不動産であるかといふことのけじめといふものは、どこかで線を引きませんと、同じぼた山という現象があつても、それに対しては鉱山保安法が及ばないぼた山もあれば、及ぶぼた山もあるといふことなんですよ。かつて鉱業権を持つておつた者が作つたぼた山にも、そのような違いがあるといふことなんですね、本質的には。そうなりますと、なおさらのこと、ぼた山といふものの本質、定義といふものが、これに該当するぼた山といふものはこれ

だ、ということが文字の上で明らかになりませんか、概念だけではぼた山を承認することはできなくなつてくるわけですね。分れ目がそこに出てくるわけですよ。いろいろ権利が違つてきて、そこで動産か不動産かといふけじめもわからぬ。三十年たつたら、三十五年たつたら、五十年たつたらといふことになる、大体おそろく鉱業法なり鉱山保安法が何か知らぬけれども、そういうものにぼた山を作る、ぼた山の登録くらいはあるはあるかもしれない。鉱山保安法といふものは、はつきりしては、いつからどこに作つたといふことの台帳くらいあるかもしれないけれども、それが明確になりませんと、山々個々についてこれはだれの権利か、どういふ山でどういふ性質のものか、というところがわからないと、都道府県知事にしても、それからことに地元住民に、責任の所在といふものが明らかにならないわけですね、今の説明では。今言ひ通り、鉱業権の及ばないぼた山といふものもあるといふことなんです。そのぼた山といふのは山ではないのです。砂礫や石炭を積んで置いてある、動産だ。なに石だつて土だつて商品ですよ。決してこれはそんなものは何でもないといふことではない。商品ですよ。やはり商品を積んで置いた山、これは鉱業権が及ばなければ、それらの山に対しては鉱山保安法にゆだねるということ、非常に危険であるといふことになる。

○政府委員(野木新一君) 私のただいまの説明をいまちよつと補足いたしますと、新鉱業権者の、鉱山保安法の第四條の鉱業権者としての義務、この義務は旧鉱業権者が持つて、自分にその所有権を有している動産のぼた山、それには及ばないといふような趣旨のことを申ししたわけでありまして、いろいろは、鉱山法の第四條はあくまでも鉱業権者といふものを対象として規定しているわけでありまして。ただ、先ほどちよつと申し落したと申します点は旧鉱業権者でありまして、その自分の作つたぼた山の管理は、自分の鉱業権者であつた当時において、鉱山保安法關係のいろいろの命令とか何かに違反してゐるという状態にあつたとすれば、罰則の責任という点は、やはり現在鉱業権者でなくなつてしまつても罰則の責任は残るわけですね。それを付け加えておきます。

○田中一君 責任はあるということですね。責任は残るということでしょう。

○政府委員(野木新一君) 刑事上の責任です。

○委員長(竹下登次君) ちよつと今のに關連して私もわからない点をお尋ねしたいのですが、通産大臣の監督の權限の及ぶ範囲と及ばない範囲があるわけですね。つまり、鉱業権者であるかいないか。やめてまだ五年たつたかたないかといふ問題があるわけですね。通産省の權限の及ばない点を今度建設省の方で取り締つていこうといふのが、この法のねらいだらうと思ふのです。そのねらつてゐるのをもう少し区分けするといふと、鉱業権者の手を離れたぼた山であつて、通産省の監督の權限を離れたぼた山ですね、そのうちで所有権のはつきりしてゐるものとそれか

ら所有権者のわからないものとの二通りある。あるいは民法の付合の原則によつて國の所有になつてゐるものもあるだらうし、もとの所有權の、土地を持つておつた者の所有に歸屬しておるぼた山もあるであらう。そのいろいろの種類がありまふけれども、そのいづれを問わず全部この取締り法の対象になるといふことじゃないかと思ひますので、まあ私がこれをすつと通覧したところでは、通産省の監督と建設省の監督とをあわせて行へば、少くとも法の建前としては漏れるものはないはずである。しかし、事実上上の届かないところはあるかもしれない、こういうことになるのじゃないかと思ひます。が、そういうふうに理解をしていいでしょうが。

○政府委員(山本三郎君) その通りでございます。

○田中一君 そこで今度は実体論になると、そういうものを、六百二十三カ所のうち、三百九十七カ所は鉱業権がある。百五十二は鉱業権のない者が持つてゐるものだ。全然わからないものが七十四ある。こう言われておるのですけれども、ぼた山といふものの本質が動産か不動産かといふことで非常に違いが出てくるわけなんです、もう不動産になつてしまへば、これは鉱業権がそのまゝその区域に及んでおるということになるのです。鉱石を含有してゐるから。申請しないでもそこに生まれてくるということになるけれども、動産に対しては鉱業権がありまふ。石炭の品物そのものが積んであるのですから。そうすると品物であるか不動産であるか、というけじめはどこでつけるかといふことになる、これ

は非常にむずかしい問題が起きてくるわけなんです。これは明確になつておらないわけですね。これはただ民法上そういう場合にはどうだといふ扱い方を示したのであつて、何かそういう面の裁判所の判例でもございせんか、しいて言へば歸屬の判決例ですね。

○政府委員(村田恒君) ただいままで承知しておる範圍では、付合した状態に關する判例はございせん。

○田中一君 そうすると、実態としては当然建設省が担当しなければならぬといふものがどんどんふえてくるのじゃないかと思ひます。で、問題は。そこで今こゝでこゝういふ数字を表わしておるけれども、これは通産省が示したものであるといふけれども、負担に耐えないものはどんどん捨てていく、これは不動産だぞと云つて何か通産省が言つたところが、いやこれはそうじゃありませんと、これは動産ですと主張すれば、鉱業権の及ばない山が出てくるのじゃないか、という危険を多分に感ずるわけなんです、だから不幸にしてそれが動産としてのぼた山を持つておる人が的確に居るけれども、ただ鉱山権はない、本人はしかしかつては鉱山権を持つていた、ただ義務はあるだらうけれども負担することではないといふことになる、全部建設省の百五十二の方に入つてくるわけですね、そういうことは十分に調べたのかどうか。実態といふものを、どうも山本さん調べてないらしいのだ、この間の話を聞くと。この数字は通産省からもらつた数字と言つていたからね。

○国務大臣(根本龍太郎君) いろいろお話がありました、この法律の建前

上先はいろいろ御議論がございまして、これは現実には所有者並びに鉱業権者がわからないために、責任を追及することができないものを、これは対象にしているわけですが、田中さんが言うのは、今のような動産とか不動産とか、必ずかしらいろいろないきさつがありまして、さらにこういふふうには、不明、あるいはまた責任を追及し得ないものが相当出る可能性がある、現実にはそれが一番問題だといふふうにお示しになっていると思います。ところがこれにつきましては、通産省といたしましては、従来は、戦時中あるいは戦後の混乱のために、十分監督その他ができなかったものであります。今や行政機構も整備されて、そして鉱業権の移転は厳密に監督して、おらずであります。あるいはまた所有者権が移転してから、こういう立法措置をやるというときでございまして、責任の追及ができないようなほた山をそのまま放置するということはあり得ない、しないという建前なんです。従つてほた山については、従来の鉱業権者あるいは新たな者ができても、全部それについては責任追及をやるといふ法律的な措置、行政的な措置をとる。こういう立場に立つておりますから、今後はそういうものは出さないと、建前をとつておるわけでございます。従いまして建設省といたしましては、これは通産省のそういう措置をわれわれは前提として、事後の措置をするという建前になつておるわけでありまして、今の責任追及できないものが多く出るであらう、それをどうするかというのを建設省に追及されても、われわれの方としてはちよつとお答え

できないので、これはむしろ通産省でそういう事態を絶対に出さない、出さないことができないといふことが証明されることが、現在一番大きな問題でなからうかと思ひます。

○岩沢忠義君 ただいまの建設大臣の説明は大體了承したんですが、そこで通産省が現在この植樹保安の対象にお願いしたいというほた山の数はどうですか、幾らくらいですか。そうして將來絶対この線をふやさないといふことはどうなんですか。

○説明員(竹田達夫君) 通産省といたしましては、本法に適用になりますほた山につきましては、いわばわれわれの方の保安法によりまして、この種の監督、調査、そういうものの行き届かないものでございまして、正確に責任をもつて調査したわけではございませぬけれども、このほた山の流出でありますとか崩壊等につきましては、農林省等にも植樹をお願いしまして、管理不明のものにつきましても、そういうような観点からいたしまして、各関係等とも連絡をいたしまして、そういう数字をなるべく把握しようといふことで調査いたしたものであります。現在二百二十六程度のものがございまして、そのうちでも先般も問題になりました所有者が完全にわからなというものが七十四程度になつておる。さらにこのうちで県の調査を大體信頼してよろしいのではないかと思ひますものが、二百二十六のうちで五十七は福岡県に大體ある。これにつきましては、ある程度確かでないかといふかといふように、関心を持ちまして資料を集めました調査は、そういうような状況でございまして。

○岩沢忠義君 そこで今の御報告で今のほた山の対象になるであらうほた山といふものは、最大限二百二十六と承知していいですか。

○説明員(竹田達夫君) 二百二十六と御了解願つてけっこうであります。

○田中一君 不明といふのはちよつとおかしな話なんです、その不明といふものは土地台帳には土地の所有者はわかっているんですか。

○説明員(竹田達夫君) これは調べておりませんが、おそらく土地の所有者はあるものと思ひます。

○田中一君 土地の所有者があるならば、それが何年たつたらば不動産になるからきつといふけれども、これは第二部長を的確に言うか、何年たつといふことをする、それは不動産化したもののならば土地の所有者のものじゃございせんか。不明じゃなくて土地の所有者のものになるのじゃないか。不明といふのはどういふことですか。そこまですべて調査しておりませんという答弁をするのはいやなんですか。

○説明員(竹田達夫君) 通産省といたしましては、そこまでの権利関係の調査はいたしておりません。

○田中一君 先ほど植樹をしたり何をさしたりといふのは、そういう山に対する植樹等は、だれが施行しておるのですか。

○説明員(竹田達夫君) 県におきまして施行していただいております。

○田中一君 他人の持つておる所有物に対して、県が勝手に植樹するといふことの権限は、今現存の法律のどこにございましょうか。

○政府委員(村田恒君) それは、県の

当局が所有者の了解を得て、その了解のもとに植樹を行うわけでありまして。

○田中一君 所有者の不明なものはどうしておられますか。

○政府委員(村田恒君) ほた山の所有の帰属が明確でないものにつきましても、土地の所有については、大體これに明確になつておるものと考えられます。従いまして、その場合には、その土地に立ち入ります権利を確保いたしますためには、土地の所有者の了解のもとにこれをこなつておるといふふうな考えをもちます。

○田中一君 それでは、この七十四のほた山の現況、それから台帳にのっていない分、それから台帳にのっていない分、あるいは平地になつておるか、宅地になつておるか、たんぼになつておるか、それから税金はどういう形で徴収しておるか、そういう点を一つこの法案の審議中に、衆議院もまだこれは審議したばかりだ、どういふところから、時間がありますから、どうかこれを的確に不明のもの、の現況といたしまして、当委員会に資料として出していただきたいと思います。

○説明員(竹田達夫君) ただいま申しましたのは、福岡県当局の資料をわれわれの方で信用いたしたものでございまして、それらの調査につきましても、県当局にお願いするものが最もよろしいかと思ひますが、本案の審議中に、ただいまお話ししましたような非常にむずかしい調査ができるかどうか、これは全力を尽して建設省の方とも連絡をいたしまして努力いたしますけれども、その点はお含み願ひたいと思ひます。

○田中一君 そういうことを政府から伺おうとは思ひます。最善を尽してできないものはできないので、会期は五月十八日まででございますから、直ちに作るというこの御答弁でいいのです。

○政府委員(村田恒君) 福岡県当局とも連絡いたしまして、できるだけ最善を尽しまして資料を提出するように努力いたします。

○田中一君 福岡県当局なんという言葉は要らないのです。不明の分七十四に対して要求した資料です。

○委員長(竹下登次君) 私もう一つ質問いたしますが、委員長は質問が少し多過ぎるからいがあるかもしれせんが、大事な点がありますから質問いたします。

田中さんからいろいろ質問がございまして、この関連してあるわけでございますが、この第二条の第二項に、「この法律の施行の際現に存するものをいふ」といふことが書いてある。この問題につきましても、この前も私質問いたしたのであります。石炭局長のお聞き願ひたいのです。この法律の条文を見ますと、この後所有者がわからない部分が出てくるというやうなことをどうするかという問題がある。これは先ほど田中さんから尋ねておる。建設大臣の御答弁としては、建設省だけではないので、通産大臣の方で責任を持って、そういうことのないようにやつてもらうことになつておるから安心しろと、こういう意味だつたのです。そこで、現行の鉱山保安法でどうなつておるか、私はまだ

研究が十分ではありませんから、間違つておるのかも思いますが、現行法では、現在の鉱業権者及びこれとみなされる者、それに該当しない者、その権利を失つた者に、五年間というような期限付きで通産省の方の手が及ぶのだと思ふ。それ以後に所有者がさっぱりわからないというふうなことにについては、現行法では通産大臣の手が及ばないのではないか。これは及ぶとすれば、問題は無いのです。及ばないとすれば、新たに法律の条項を何かでお作りにならないと、取り締りができないのではないか、こう思ふのです。建設大臣の御答弁では、それを取り締る法律を新たに作るという御約束はなかったものであります。それがどういふことになっておりますか、どうお考えになっておりますか、その点を伺いたいと思ふのです。

○政府委員(村田恒吉) ただいまの委員長の御指摘の点は、先ほど御質問がございました。今後に対してこのような事態の発生しないように、通産省はどうかというふうにこれの保障措置をとるかという御質問のうちに了解いたしました。これは一番大事な点と私も存じますので、現在の鉱業保安法の第四條に規定いたしますところの、ほた山等を作り出した場合に、それに対する保全の義務を負わしております。その義務は、今委員長御指摘のように、たとえ鉱業権者でなくなりましたが、五年間というものは継続して存するわけでありまして、なお、その後鉱業権者でなくなりましたが、第二部長が申し上げましたように、刑事上の責任は、もし自分が鉱業権者であつたときに、保安上適當でないことがあつた場合には、

刑事上の責任は残るわけです。しかしながら、保全するための施設をやるというふうな義務は逃げてしまひます。それで問題は、それじゃやういふ事態を発生せしめないためには、鉱業権を移動いたしましたり、あるいはほた山の管理権を移動していくといふことを、どういふふうにしたら阻止していけるかといふことがポイントになると存じます。これは現行法におきましては、ほた山の鉱業権の移動そのものにつきましては、鉱業法上のいろいろ監督の方法がございますが、ほた山だけを切り離して、つまり生みつばなしにしてそれを捨てていってしまふ、やういふ場合も、必ずある種の移転行為を伴う。従ひまして、移転に対して認可制をとるといふところまでは、なかなか現在のところむずかしいと思ひます。しかしながら、現行の保安法の運用の上におきまして、非常に厳格なる届出の制度をとらせて、その届出の場合に、これをきわめて嚴重な審査によつて、その相手方が、将来において起るかもしれない災害に対して、十分なる予防措置、あるいは十分なる復旧措置をとらないやうな人間には、これを譲り渡すことを非常に困難にしていくといふやうな行政上の運用をとりたいと、こう考へております。また將來、なお研究中でございますけれども、何らかの法的措置が必要であるといふことがはつきりいたしました場合には、またあらためて御相談申し上げたいと、このやうに考へております。

○委員長(竹下豐次君) 私が尋ねてゐるのは、鉱山保安局の手の及ぶ間譲り渡すことを認めるとか認めないとか、その手の及ぶ間のことはそう心配じゃないのです。そんなことを離れて、もう十年たつた、二十年たつたといふやうなときに大地震があつた、そんなことも予想しなければならぬ。そのときにはちよつと、認可をどうするとかいふやうな、今のお話とは関係がなくなるのです。もう手を離れてしまつたあとの問題になりますから、所有者がわからないといふものが出てくると思ふのです。そのときには、やはりその取締りの法が必要じゃないか。しかし、この法律の第二條の第二項によると、現在あるものだけに制限されておつて、將來やういふふうにして起るかもしれないといふものはちよつとも予想してないのです。だから、通産省が建設省でもう一つ法律をお作りにならなければ、その取締りはできないで、ちよつと今まで何十年かの間に何十カ所か取締りに困るほた山ができた、それに相當するものが、数は少々少くても、將來できるというところは当然予想できるのです。その法律を作る必要があるのではないか。それを作るとすれば、どうしてもここにそのことを、この条文の中にうたつておかなきゃ心細いことになっていくわけなんです。それで法律を、將來取り締る規則をお作りになるお考えがあるかどうか。法律がなくちゃ取締りはできませんよ、それは。

○政府委員(村田恒吉) ただいま委員長の御指摘の通りでございます。私がただいま御説明申し上げましたのは、現在鉱山保安法が現実に適用できるといふときの範圍におきまして、ほ

た山の権利を移動いたしましたり、あるいは鉱業権を移動いたしました場合に、これをいかに取り締つていくかといふことであります。これが第一段階は押えられますけれども、第二段階、第三段階に移つて参りましたときに、このやうな事態が発生いたしましたやうな場合にはどうしていかうかといふことは、今後において立法措置について、ただいま直ちに考へておりませんけれども、至急に研究いたしまして、所要の措置をしたいと思ひます。

○委員長(竹下豐次君) よく御研究願ひたいと思つております。ちよつと速記とめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(竹下豐次君) 速記つけて下さい。それでは本日はこれで散会いたします。

午後四時二十一分散会